

(様式1)

令和5年度(2023年度)横須賀市立大津中学校 部活動に係る活動方針

第1 部活動指導の目標

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、本校の部活動が次の点を重視して、最適に実施されることを目指す。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 多様な活動を通して、生徒が心身をたくましく鍛える意欲と態度を育成する。
- (3) 日々の活動の中で、ルールやマナーを守り、自分と他者を大切にする感性豊かな心をもつことができるように指導を工夫する。
- (4) 教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう、指導を工夫する。

第2 部活動運営方針

1 指導・運営体制

(1) 部の設置

ア 各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 今後、在籍生徒数の減少に伴って教員数の減が見込まれる。教員の負担を考え、新たな部を新設することは行わない。

(2) 指導体制

ア 部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動外部指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

イ 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度確認し、学校長が判断する。

2 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

- オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理
- 生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底
- 体罰やハラスメントの根絶の徹底

(2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

3 休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

- (1) 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 朝練習は、大会等1週間前のみ可とし、生徒の健康面に配慮しながら計画的に実施する。また、1年生の朝練習の開始は、学校生活に慣れる6月まで行わない。
- (4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上休養日を設けること、また、単一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日を設けることとする。

4 大会等の参加

週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。

令和5年度（2023年度）横須賀市立大津中学校 部活動年間指導計画

1 部活動指導の目標

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、本校の部活動が次の点を重視して、最適に実施されることを目指す。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 多様な活動を通して、生徒が心身をたくましく鍛える意欲と態度を育成する。
- (3) 日々の活動の中で、ルールやマナーを守り、自分と他者を大切にす感性豊かな心をもつことができるように指導を工夫する。
- (4) 教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう、指導を工夫する。

2 部活動指導方針

- (1) 顧問間で連携を図り、指導法の研修に努め、効果的な活動を実践する。
- (2) 年間を通じて、見通しを持った計画的な指導を行う。また、生徒や保護者に毎月の活動予定表を配布し共有をする。
- (3) 生徒の自主的、自発的な活動であることを踏まえ、部長会など生徒組織を有効に機能させる。
(3ヶ月に1度、部長会を行う)
- (4) 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」と「大津中学校部活動に係る活動方針」に則り、各顧問はその指導について絶えず見直し、改善すべき点は速やかに改善する。

3 年間活動計画

月	学校行事	部活動に係る計画
4月	入学式、始業式、授業参観・懇談会 全国学習状況調査、学年保護者会	部活動オリエンテーション 中総合開会式、部活動一斉ミーティング
5月	研修旅行	部活動保護者会
6月	6月テスト 2年生校外活動	夏季休業中の活動予定作成
7月	三者面談、夏季休業	3年部活写真の撮影
8月	夏季休業 前期後半開始	各部の活動の確認
9月	9月テスト、教育相談 合唱コンクール	3年生部活動ミーティング 文化発表週間、文化発表会
10月	生徒会役員選挙 体育祭	市駅伝大会
11月	11月テスト	冬季休業中の活動予定作成
12月	三者面談 冬季休業	部室、活動場所大掃除 部活動会計中間報告
1月	冬季休業 3年学年末テスト	次年度年間活動方針の策定
2月	新入生説明会 1, 2年学年末テスト、3年生球技大会	新入生説明会（部活動について）
3月	卒業式、修了式 1, 2年生球技大会	部活動会計報告、次年度の活動計画作成 春季休業中の活動予定作成

※年間活動計画については、コロナウイルスの感染拡大防止のために、変更になる場合がございます。

4 部活動に係わる部活動費について

- (1) 生徒会予算に「部活動費」を計上し、各部の所属人数や活動実態に応じて配当する。
- (2) 各部に所属する生徒の保護者から部活動費を徴収することができる。その際、生徒・保護者の十分な理解を得るよう努める。
- (3) 各顧問は、保護者から徴収した場合、年内に管理職に中間報告をし、年度内に報告書を提出する。収支報告については、年度内に保護者への報告をする。
また、生徒会費は、年度内で各顧問から生徒会担当者に決算報告をする。

5 部活動規約

次に示すものを「大津中学校部活動に関する規約」とし、これに基づいて全ての部において共通の指導を行う。本規約は部活動一斉ミーティング、部活動保護者会等を通じて、生徒・保護者に周知し、共通理解を図る。

1 入部（退部）の手続き等

- (1) 入部（退部）を希望する生徒は、保護者の了承のもと、入部（退部）届を学校に提出する。
- (2) 入部届は毎年度提出する。学級担任が承認した後、顧問が集約し、保管する。
- (3) 新入生は、4月の仮入部期間に複数の部の活動を体験することができる。今年度の仮入部は、4月12日（火）18日（月）20日（水）21日（木）25日（月）に行う。
※仮入部中の土日の活動の参加は原則行わない。

2 活動日、休養日について

- (1) 平日の活動については、朝練習も含め、活動を行わない日を1日以上設ける。
- (2) 土日の活動については原則どちらか1日を休養日とする。大会等で両日活動を行った場合は、平日の放課後の休養日を増やして休養日を確保する。
- (3) 各定期試験前の1週間は活動しないことを原則とする。ただし、中体連が主催する公式戦が1週間以内に開催される場合は、保護者の承諾と校長の許可を得て1時間程度の活動を行うことができる。
- (4) 夏季休業中の活動は、公式大会、発表会等の参加日を除いて、20日間以内を原則とする。
- (5) 行事等の振替日は原則として部活動を休養日とする。

3 活動時間

- (1) 平日放課後の活動終了時間は次のとおりとする。また、朝練習は大会等1週間前のみ7時30分～8時00分の間で行う。
 - ・夏季（3月～9月）17時45分活動終了 18時00分完全下校
 - ・冬季（11月～1月）17時00分活動終了 17時15分完全下校
 - ・10月、2月 17時15分活動終了 17時30分完全下校※仮入部中の1年生 17時00分活動終了 17時15分完全下校
- (2) 休日・長期休業中の活動時間は3時間程度とする。
※なお、大会日程等、各部の状況によって活動日や活動時間を変更する場合は、「大津中学校部活動に係る活動方針」に則り、月、学期、年間単位で調整し、適切な活動時間及び休養日を設定する。

4 活動場所

- (1) 運動部活動場所
 - ・グラウンド（野球部、陸上競技部、ソフトボール部）
 - ・プール（水泳部）
 - ・体育館（卓球部、バスケットボール部、バレーボール部）

・柔道場（柔道部） ・剣道場（剣道部） ・テニスコート（ソフトテニス部）

※グラウンド・体育館の使用割り当ては、月ごとに各部顧問で調整する。

(2) 文化部活動場所

・吹奏楽部（3F 音楽室、2年1組～4組教室、1年1組～4組教室）

・演劇部（視聴覚室、2年5組～6組教室）

・アート部（4F 美術室）

・英語部（英語部部室）

・手芸部（被服室）

・理科部（第1理科室）

・園芸部（3F ミーティングルーム）

※活動終了後は顧問が責任をもって戸閉の確認と現状復帰を行う。

5 施設等の使用

(1) 部室の鍵は職員室内で管理し、顧問から部長（不在時は副部長）が借用し、開錠、施錠を行う。下校時に顧問が点検する。

(2) 活動場所の使用前には安全を確認し、使用後は清掃をしてもとの状態に戻す。スプリンクラーや放送機器等は顧問が操作する。

(3) 部室で管理するものは、部の備品のみとし、個人が所有する用具は各自で責任をもって管理する。（部室には部の備品以外のものは持ち込まない。）

(4) 部活動で扱う物品や施設は学校教育で使用することを考え、大切に丁寧に扱う。

6 活動全般

(1) 活動中は、顧問及び指導者の指導のもとで活動する。部長は活動開始前と活動終了後に必ず顧問と連絡を取る。また、下校前にはミーティングを行う。

(2) 事故やけが、施設用具の破損等がないように十分注意する。万一事故等が起きた場合は、速やかに近くの教職員に連絡をする。

(3) 活動中、貴重品は部でまとめ、顧問に預ける。

(4) 活動時の服装は、本校の制服、体操服を原則とするが、関東サポートTシャツ、部でそろえたTシャツ、各部の活動に応じてユニフォームの着用も認める。

(5) 土日の登下校服装は、(4) で定めた服装とする。

(6) 下校時刻を守る。（下校時刻は活動終了の15分後とする。）

(7) 顧問は活動前に生徒の出席を確認し、健康観察を行い部活の出席簿に記録する。

7 校外活動

(1) 会場等への移動時は、事故等に気を付けるとともに、公共のマナーを守る。特に公共交通機関を利用する際は、他の乗客の迷惑とならないよう注意する。

(2) 校外へ練習試合等で出る場合は、該当週の水曜日までに校外活動届を管理職に提出する。

8 欠席連絡について

(1) 休日の欠席連絡は顧問の先生に直接連絡をお願いします。

(2) 平日の朝練習への欠席、遅刻連絡については行わない。登校時、顧問が本人に確認をする。ただし、学校を欠席する場合は学校へ連絡する。

9 その他

(1) 部活動の連絡網は電話やマチコミでの連絡とする。メールやLINE等の連絡は行わない。

(2) 部活動の大会や発表会で撮影した画像や動画についてはSNSで公開しない。また、保護者にも周知し、ご協力いただく。

(3) 各部の活動が本規約に則って行われているか、部長会で定期的に確認する。

(4) この規約を改訂する場合は、顧問会と部長会で協議する。